

緊急

平成30年11月7日

会員各位

公益社団法人

福井県労働基準協会南越支部

支部長 辻利博



労働災害防止のための自主点検実施依頼について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当支部の運営並びに業務の活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件、労働災害状況を見ますと武生労働基準監督署管内では、死亡災害で3名（昨年1名）の方が亡くなり休業4日以上死傷者数は前年同期と比べ61%も増加している危機的な状況にあります。

このような状況の中、南越地区の労働災害防止に向け武生労働基準監督署より会員事業場への注意喚起を要請されております。

つきましては、管内で発生した死亡事故（「人と車の接触」「感電」「機械への挟まれ、巻込まれ」に係る再発防止を図ることを目的に、別紙「死亡事故の原因別チェックリスト」を安全衛生委員会にて作成いたしましたので会員事業場におかれましては、これを機に再度チェックリストに基づき安全管理の自主点検を実施して頂きたくご依頼申し上げます。

添付資料

- ・「死亡事故の原因別チェックリスト」
- ・「平成30年9月末現在 労働災害発生状況」
- ・「死亡災害が3か月連続発生」 ポスター

【参考】

- ・動力機械による労働災害の撲滅に向けた緊急要請について
- ・感電災害撲滅に向けた緊急要請実施中

<2018年 南越地区内で発生した死亡事故の原因別チェックリスト>



今年度発生した死亡事故の原因となった

●人と車の接触 ●感電 ●機械への挟まれ、巻きまれ

に関して、皆さんの職場はどうでしょうか？ 次のリストで再点検してみましょう。

工場や荷役現場で使用しているフォークリフトなどの運搬車両による事故防止

■ 走行する速度は、現場の状況に見合った制限を設けていますか？

! 走行速度を作業者任せにせず、搬送するものや道幅などを考慮して自社の規則を決めましょう。

■ 運転者は資格を有し、定期的に教育を行っていますか？

! フォークリフトの運転には資格が必要です。また定期的に基本的な安全確認方法などを教育しましょう。

■ 車優先、人優先のルールを決め従業員に周知していますか？

! フォークリフトなどの搬送車両が主体の職場は、歩行者が自ら安全確保をするようルールを決め指導してください。

■ 搬送車両は始業点検などの法律で定められた点検を行っていますか？

! フォークリフトなどの搬送機器は法律で定められた点検が必要です。タイヤの摩耗なども事故の原因になります。

工事を行う前に感電や薬傷を防止するための措置

■ 電気工事を行う際には電源遮断を行い、作業前に検電していますか？

! 間違った電源を落としていないか、作業開始前に必ず確認しましょう。

■ 薬液配管の工事に際しては、バルブの閉止とロックを実施していますか？

! 酸やアルカリなどの薬傷は少量でも重篤な災害になります。必ず漏洩対策を行ってください。

■ タンクやピットに入る際は、十分な換気を行い酸素濃度を測定していますか？

! タンクやピットの内部はガスの滞留や酸素のない状態が懸念されます。作業主任者の選任も忘れずに。

■ 作業に内容や危険度に見合った保護具を義務付け、守られていますか？

! 感電防止、薬傷防止、落下防止などリスクを予想し適切な保護具を使用しましょう。



機械による挟まれ、巻き込まれ対策

■ 回転する機械はベルトやプーリなどの回転部がカバーされていますか？

! 容易に手や指が入らないように強固な構造であること、点検可能な構造であることが大事です。

■ ロボットや加工機の可動範囲は、人との接触を避けるための柵が設置されていますか？

! 柵を設けたうえで、柵が無効にならないよう出入り口には機器の停止と連動した安全対策を。

■ 機械を点検、清掃する際には、機械を停止してから行っていますか？

! 機械を停止しないで巻き込まれる事故が多数発生しています。短時間でも必ず停止させましょう。

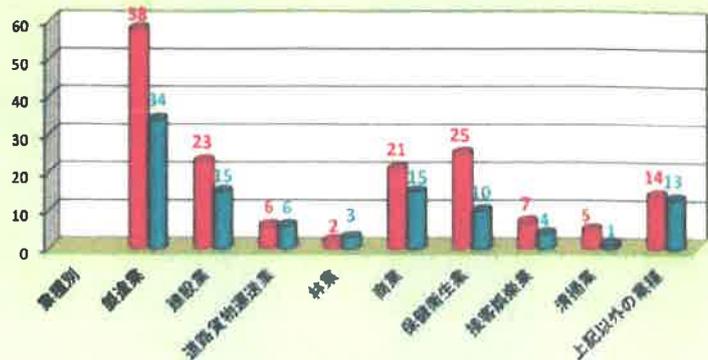
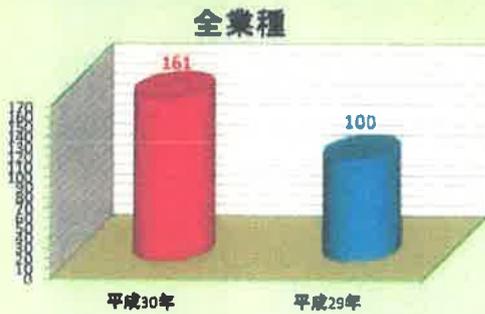
■ 挟まれや巻き込まれを防止するための服装や保護具は適当ですか？

! 作業服の袖をきちんと締める、回転機器での軍手使用や首タオル禁止、相互注意できちんと守りましょう。

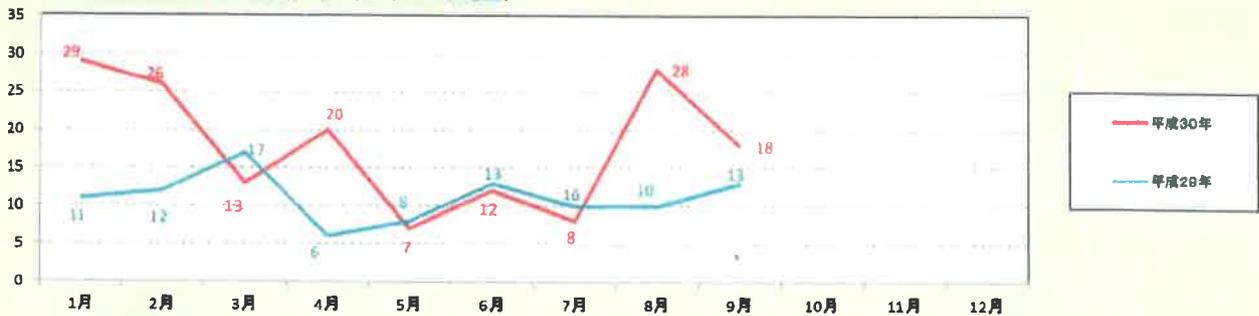
平成30年9月末現在 労働災害発生状況

武生労働基準監督署管内 速報値(死亡災害については10月分含む)

1. 災害発生状況



2. 月別発生件数推移状況(全業種)



3. 死亡災害発生状況

番号	発生月	業種	事故の型	起因物	年代	職種	発生状況
1	8月	林業 (木材伐出業)	はさまれ・巻き込まれ	解体用機械	70代	補助作業員	木材伐倒作業において、ドラグ・ショベルのベースマシンにつかみ用アタッチメントを装着した解体用つかみ機を用いて、道路上の枝葉を山に捨てる作業中に、解体用つかみ機の付近で道路上の枝葉を手作業で拾い集めていた労働者1名が、後進する解体用つかみ機のクローラーに轢かれた。
2	9月	建設業 (建築工事業)	感電	送配電線等	30代	配管工	工場新築現場において、空調の試運転時、接続未処理の配線を発見したため、配電盤のブレーカーを落とし結線作業を行おうとしたが、室内機と室外機を結ぶ配線が別の配線に入れ替わっていたことに気付かず、結線を試みた配線は活線(通電)のままとなり、当該配線に触れて感電したものと推定される。
3	10月	製造業 (プラスチック製品製造業)	はさまれ・巻き込まれ	射出成型機	40代	製造工	射出成型機でプラスチック製品の成型作業を行っていたところ、前後に反復移動する同成型機と工場の柱との間に頸部を挟まれた。

4. 労働災害の動向

死亡災害は、

3件

<休業災害>

全体では、

平成29年の同時期と比較して**災害発生件数が60%増加**している。

本年1~2月にかけて37年振りの豪雪となり、この期間において凍結路面での転倒や車のスリップ事故などの**冬季特有災害が29件発生**し(前年同期7件)、この期間の災害発生件数は55件と例年に比べて大幅に増加した。

また、動力機械に起因する災害も多発しており、「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」が**15件(全体の約10%)発生**している。

業種別では、

ほとんどの業種において災害が増加しているが、特に製造業、保健衛生業の伸びが顕著である。

<死亡災害>

平成29年は1年間で1件であったところ、8月から10月までの間に毎月1件ずつ発生している。これは平成26年以降5年間で最多である。

死亡災害が**3**か月連続発生

9月



感電

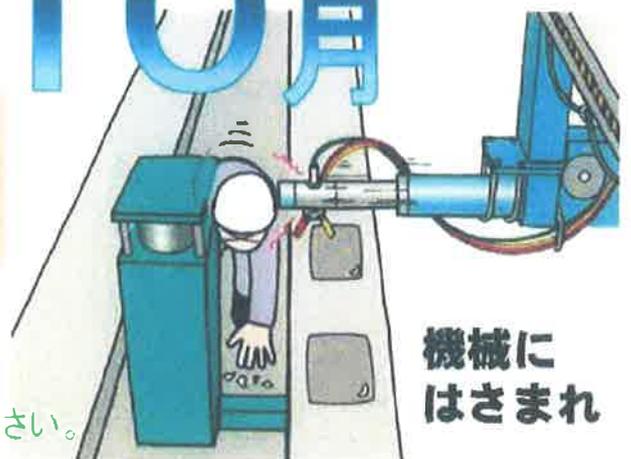
8月

重機に接触



10月

機械にはさまれ



イラストは実際に発生した災害とはいずれも関係ありません

災害多発！

今一度職場に潜む危険を洗い出し、その危険をなくしてから作業を行きましょう。あなたの職場からは絶対に災害を出さないでください。

死傷災害が**6**割増加(9月末)

例年の確定値に換算すると232件となり過去10年間で最多

平成29年**100**件 → 平成30年 **161** 件

武生労働基準監督署・(公社)福井県労働基準協会

動力機械による労働災害の撲滅に向けた緊急要請について

現在、武生労働基準監督署管内では、製造業、建設業等の業種を中心として、動力機械への挟まれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等による重篤な労働災害が続発しています。

平成29年以降、現在(平成30年6月末時点)までに発生した休業4日以上労働災害(計278件)のうち、動力機械に起因する災害のみで30件(うち挟まれ・巻き込まれ又は切れ・こすれによるものは25件)が発生しており、大きな割合を占めるに至っています。

産業用動力機械の稼動時には稼動部分に大きな力が加わっているものが多く、特に作業者が機械に挟まれ・巻き込まれる等により、死亡事故や、手足の切断など重篤な障害を残す事故につながる大きな危険性を持っています。

そこで、今一度、事業場内に設置された動力機械の稼動部への立入禁止措置や、駆動チェーン・ベルト、回転するローラー部などへの接触防止措置が講じられているかを総点検するとともに、未措置の箇所や措置が不十分な箇所への対策をお願いいたします。

また、平成29年以降に発生した動力機械への挟まれ・巻き込まれ等災害のうち14件が、機械の運転を停止させずに点検・清掃・修理作業などを行った結果発生したものとなっています。点検・清掃・修理作業時の機械の運転停止の原則を作業員一人ひとりが守り、同種災害の発生を未然に防ぎましょう。

安全対策のポイント

☆ 動力機械に接する際の基本原則を徹底しましょう。

『動力機械の稼動部には近づかない』、『稼動部に近づく際は機械の運転を停止する』という基本原則を守りましょう。

☆ 作業員の行動範囲・作業姿勢に応じた安全措置を講じましょう。

作業実態に合っていない安全措置は、作業員による措置の無効化・改造・取り外しなどにつながるおそれがあります。動力機械への安全措置を講じる際には、作業員が作業を行う際の動線や、作業の内容、作業姿勢などを考慮して、作業実態にあったものとしましょう。

☆ 非定常作業時の作業ルールや連絡体制を整備しましょう。

動力機械の定期点検・清掃作業などの非定常作業についても、機械の運転停止や安全確保上の措置が確実におこなわれるよう作業手順を作成し、ルールの明確化を行いましょう。

また、突発的・緊急作業を行う際には、安全意識が希薄になりがちですので、作業前に必ず責任者への作業報告を行い、責任者から安全確保上の注意事項を示すこととするなど、突発・緊急作業時の作業連絡体制を整備しましょう。

☆ リスクアセスメントを活用しましょう。

感電災害撲滅に 向けた緊急要請

武生労働基準監督署管内では、平成28年以降、感電による重篤な労働災害・事故が続発しています。これを受けて武生労働基準監督署では、管内の事業場に対して感電による労働災害防止対策の更なる徹底について緊急要請を行うこととしました。

これを機に、高圧・低圧を問わず電気取扱い業務を行うすべての職場において、感電災害防止のための各種措置の実施状況等の総点検を実施していただくとともに、その結果を基に、対応が十分でない部分の作業規定の見直し、作業員への再教育など必要な改善措置を図っていただきますようお願いいたします。

取り組みのポイント

☆ 適切な安全対策が講じられた電気機械器具や移動電線を使用すること！

電気機械器具には機械によって、充電部への覆いや絶縁措置、漏電防止措置、電撃防止措置が必要です。また、配線や移動電線は被覆が損傷、劣化していないか適宜確認することが重要です。

☆ 停電作業時は誤操作による通電、残留電荷に要注意！

停電作業時には本人又は本人以外の者が誤って通電しないように開閉器への表示や施錠、監視人を置く必要があります。また、電力コンデンサーを有する回路など残留電荷の危険があるものについては確実な放電措置、高圧又は特別高圧の回路については検電器具による停電確認や器具を用いた確実な短絡接地が必要です。

☆ 活線作業時(近接作業を含む)には絶縁用保護具・防具の使用が鉄則

活線作業時には作業員に絶縁用保護具の着用又は活線作業用装置(いわゆるホットスティック)の使用を確実に行わせる必要があります。また作業内容に応じて回路等に絶縁用防具を装着を行う必要があります。

☆ 高圧・低圧を問わず電気取扱い作業に労働者を就かせる場合には教育が必要！

労働者に高圧・低圧電気取扱い作業を行わせる時には、あらかじめ労働安全衛生法に基づく特別教育を実施する必要があります。※電気工事士の資格を持っている方でも特別教育は別途受けさせなければなりません。

平成28年～平成30年9月末の主な感電災害・事故一覧

番号	発生日	業種	災害発生状況
1	28.7.5	製造業	電気検査作業において、制御線端末を結束している際に誤って通電スイッチを押したため感電した【休業4週間】
2	29.3.3	電気工事業	停電の状態と誤解したまま保護具未着用の状態で高圧電線に触れ感電した【死亡】
3	30.5.18	建設業	移動式クレーンで-/の荷役作業中、同クレーンのジブが送電線に近接し、送電線から放電した電流がジブ、玉掛けワイヤーを伝って作業員に到達した【休業14日】
4	30.9.10	電気工事業	空調の配線接続作業中、通電した配電線を停電状態と誤解し、そのまま結線処理を行おうとしたところ配線に触れ感電した【死亡】